

日行連発第415号
平成30年7月24日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて（周知）

平成30年7月豪雨は7月14日に特定非常災害に指定され、各種許認可等の満了日の延長措置や法令上の義務を履行できない場合の免責措置等が講じられております。

今般、国土交通省より、自動車保管場所証明書等の自動車登録申請時に必要な書類の有効期間の延長等について周知依頼がありましたのでお知らせいたします。本件取扱いの対象となるのは、特定非常災害発生日前に作成されたものとなりますのでご注意ください。

なお、別途、自動車検査証の有効期間についても伸長がなされております。詳細は、国土交通省ホームページをご確認ください。

本件については、会員サイトにおいても周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力くださるようお願いいたします。

【添付】

「平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて」
(平成30年7月18日付・国自情第82号の2)

【国土交通省 HP】

<平成30年7月豪雨関連>

平成三十年七月豪雨における被害者の有する許可等の有効期間の延長について

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000582.html

<平成30年7月豪雨関連>自動車検査証の有効期間の再伸長について

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000190.html

以 上



国自情第82号の2
平成30年7月18日

日本行政書士会連合会会長 殿

自動車局自動車情報課長



平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて

今般、標記について別添1のとおりとするよう運輸支局等に周知したので、この旨傘下会員に周知願いたい。

また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条に基づき、平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）が公布施行されたことにより、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る行政上の義務の不履行の免責及び同政令を受けて同法第3条第2項の規定に基づき、行政上の権利利益の延長を行うための告示が別添2のとおり措置されているので、あわせて傘下会員に周知願いたい。

別添1

国自情第82号
平成30年7月18日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

標記について、今般の平成30年7月豪雨による災害状況にかんがみ、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成30年6月25日付け地管第54号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

記

1 対象者

特定被災地域内（※）に住所を有する自動車の使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

※平成30年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域。

2 申請時の各書面の有効期間の取扱い

（1）自動車保管場所証明書の有効期間について

平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、証明の日から概ね1ヶ月の期間が満了するものは、平成30年11月30日をもって満了するものとする。

（2）自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、発行後3ヶ月の期間が満了するものは、平成30年11月30日をもって満了するものとする。

○国土交通省告示第九百四十七号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）により指定された平成三十年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成三十年七月十九日

国土交通大臣 石井 啓一

<p>特定権利利益</p>	<p>建設業法（昭和二十四年法律第百号） 第三条第一項に規定に基づく建設業の許可</p>	<p>対象者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>
<p>延長後の満了日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月</p>	<p>建設業法第二十七条の十八第一項の規定</p>

定に基づく監理技術者資格者証の交付		三十日
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成三十年十一月三十日
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成三十年十一月三十日
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	平成三十年十一月三十日
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の規定に基づく	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成三十年十一月三十日

<p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可</p>	<p>道路運送法第七十九条の規定に基づく 自家用有償旅客運送者の登録</p>	<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第 百八十五号）第三十四条第一項（第七 十三条第二項において準用する場合を 含む。）の規定に基づく臨時運行の許 可</p>	<p>道路運送車両法第三十六条の二第一項 （第七十三条第二項において準用する 場合を含む。）の規定に基づく回送運 行の許可</p>
<p>特定被災地域内に主たる事務所を有す る者</p>	<p>道路運送車両法第三十四条第一項（第 七十三条第二項において準用する場合 を含む。）に基づく臨時運行の許可を 受けた自動車（特定被災地域を運行の 経路に含むものに限る。）を運行の用 に供する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す る者（道路運送車両法及び自動車検査 独立行政法人法の一部を改正する法律 （平成二十七年法律第四十四号）附則</p>	<p>（平成二十七年法律第四十四号）附則</p>
<p>平成三十年十一月 三十日</p>	<p>平成三十年十一月 三十日</p>	<p>平成三十年十一月 三十日</p>	<p>平成三十年十一月 三十日</p>

	<p>道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付</p>	<p>道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付</p>
<p>第三条の規定によりなお従前の例によることとされる者を含む。）</p>	<p>平成三十年七月豪雨に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安</p>
	<p>伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日</p>

<p>自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者及び 特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書の</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>基準適合標章を受領した者</p>
--	--	--------------------	--	------------------------	--------------------	---------------------

<p>交付の請求</p>	<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許</p>	<p>宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付</p>	<p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録</p>	<p>タクシー業務適正化特別措置法（昭和</p>
	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内にタクシー業務適正化</p>
	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月</p>

<p>四十五年法律第七十五号)第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録</p>	<p>浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)第四十四条第一項の規定に基づく</p>
<p>特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>
<p>三十日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>

<p>マンション管理業者の登録</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付</p>	<p>建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二條第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録</p>	<p>地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二條第一項の規定に基づく地質調査業者の登録</p>	<p>補償コンサルタント登録規程（昭和五</p>
	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す</p>
	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>	<p>平成三十年十一月</p>

<p>十九年建設省告示第千三百四十一号) 第二条第一項の規定に基づく補償コン サルタントの登録</p>	<p>る者</p>	<p>三十日</p>
<p>下水道処理施設維持管理業者登録規程 (昭和六十二年建設省告示第千三百四 十八号) 第二条第一項の規定に基づく 下水道処理施設維持管理業者の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す る者</p>	<p>平成三十年十一月 三十日</p>
<p>不動産投資顧問業登録規定(平成十二 年建設省告示第千八百二十八号) 第三 条第一項の規定に基づく不動産投資顧 問業の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す る者</p>	<p>平成三十年十一月 三十日</p>
<p>賃貸住宅管理業者登録規程(平成二十 三年国土交通省告示第九百九十八号)</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有す る者</p>	<p>平成三十年十一月 三十日</p>

第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅
管理業者の登録

備考 特定被災地域とは、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。